法規的告示

○文部科学省告示第五十五号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第一項に規定する登録施設利用促進機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和七年六月十九日

文部科学大臣　阿部　俊子

一　登録番号　第〇〇一号及び第〇〇四号

二　登録施設利用促進機関の名称　公益財団法人高輝度光科学研究センター

三　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録施設利用促進機関の代表者の氏名	理事長　雨宮　慶幸	理事長　中川　敦史

四　変更年月日　令和七年六月十八日

○外務省告示第二百二十三号

独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号。以下「法」という。）第十三条第一項第四号の規定に基づき、国民等の協力活動を行う者として外務大臣が指定する者を次のように定め、令和七年六月十九日から適用する。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

外国の法令に基づいて設立された法人又は国外に活動の主要な拠点を有している団体であって、以下に該当するもの。

一　開発途上地域のうち、外務省海外安全情報の危険情報で退避勧告若しくは渡航中止勧告が出ている地域又はこれに準じる地域で活動している団体であって、日本の知見又は技術を活用し活動を行うことができると独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が認める団体。

二　開発途上地域における日本の知見又は技術の普及及び促進に当たって、日本の団体よりも優位性があると機構が認める団体。

○外務省告示第二百二十四号

令和七年五月十六日にアディスアベバで、アディスアベバにおける感染症治療専門病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　アディスアベバにおける感染症治療専門病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十五億二千百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　柴田裕憲在エチオピア大使

エチオピア側　アフメド・シデ財務大臣

○外務省告示第二百二十五号

令和七年三月二十日にプノンペンで、カンボジア地雷対策センター研修複合施設及び広報施設建設計画のための贈与に関する令和四年十一月十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　内容　贈与の限度額を「二十七億五千百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第二百二十六号

令和七年四月二十七日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億二百万円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際移住機関側　ランス・ボノー在バングラデシュ事務所長

○外務省告示第二百二十七号

令和七年五月七日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億円

3　署名者

日　本　側　石神留美子在モルディブ大使

モルディブ側　アブドゥッラ・カリール外務大臣

○外務省告示第二百二十八号

令和七年五月九日にコロールで、コロール州及びアイライ州における上水道改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　コロール州及びアイライ州における上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二十五億四千六百万円

3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　折笠弘維在パラオ大使

パラオ側　グスタフ・アイタロー国務大臣

○外務省告示第二百二十九号

令和七年五月六日にスバで、フィジー共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィジー共和国政府との間に行われた。

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億六千五百万円

3　署名者

日　本　側　道井緑一郎在フィジー大使

フィジー側　シティヴェニ・リンガマンダ・ランブカ首相兼外務、公務員、国営企業担当大臣

令和七年六月十九日

外務大臣　岩屋　毅